

早期退職希望者募集制度の事務処理に関する細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和元年8月7日学長裁定)

早期退職希望者募集制度の事務処理に関する細則の一部を改正する細則

早期退職希望者募集制度の事務処理に関する細則（平成25年12月25日学長裁定）の一部について、下記右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第7条（略） <u>附 則</u> <u>この細則は、令和元年8月7日から施行し、改正後の別記1は、平成31年4月1日から適用する。</u></p> <p>別記1（第2条関係） <u>人事課</u>人事第一係 別記様式第1～別記様式第7（略）</p> <p>【改正理由】 平成31年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>第1条～第7条（略）</p> <p>別記1（第2条関係） <u>総務課</u>人事第一係 別記様式第1～別記様式第7（略）</p>